

自賠責保険・自賠責共済のご案内 「知らなかったでは済まされない! まさかのための「自賠責」

交通事故による死傷者数は年々減少傾向にあるものの、平成27年の事故発生件数は約54万件、死傷者数は約67万人と、国民の誰もが交通事故の被害者にも加害者にもなり得る極めて深刻な状況となっています。

交通事故は車社会の負の部分であり、被害者にとっても加害者にとっても悲惨な結果をもたらすものです。

自賠責保険・共済は、すべてのクルマ・バイク1台ごとに加入が義務づけられており、加害者の賠償責任を担保することで、被害者の基本的な賠償を保障する制度であり、被害者の救済を目的としています。

一人一人が、より一層自賠責制度の役割や重要性、保険金・共済金の支払いのしくみなどを十分に理解・認識することがとても大切です。

自賠責保険・共済なしでの運行は法令違反です!

自賠責保険・共済は、万一の自動車事故の際の基本的な対人賠償を目的として、自動車損害賠償保障法に基づき、原動機付自転車を含むすべての自動車に加入が義務づけられており、自賠責保険・共済なしで運行することは法令違反ですのでご注意ください!

運転免許更新時 講習のお知らせ

違反運転者講習（2時間）

11月8日（火）15時から
天塩町社会福祉会館

初回更新者講習（2時間）

11月8日（火）10時から
天塩町社会福祉会館

一般運転者講習（1時間）

11月8日（火）13時45分から
天塩町社会福祉会館

優良運転者講習（30分）

11月8日（火）13時から
天塩町社会福祉会館

障がい者（児）相談支援事業のお知らせ

町では、障がいのある方やその家族の生活や支援に関する相談に応じるとともに、安心して生活できる地域の支援体制をつくることを目的として、障がい者（児）相談支援事業を実施し、その業務を社会福祉法人幌延福祉会に委託しています。幌延福祉会では「相談支援事業所ひだまり」を開設し、相談を無料で行っておりますので、お気軽にご利用下さい。

詳しい内容については、「相談支援事業所ひだまり」まで直接お問い合わせ下さい。

- 名称 相談支援事業所ひだまり
- 場所 〒098-3207 天塩郡幌延町宮園町1番地31
- 電話 01632-5-2100
- 開設日及び開設時間

毎週 月～金曜日 午前8時30分～午後5時15分
（※祝日・年末年始（12/29～1/5）を除く）

※電話相談と直接面談を行っておりますが、職員が常駐しておりませんので、直接面談をご希望される場合、事前に連絡願います。

- その他 町で委託している相談支援事業の他、ひだまり独自の事業も行っております。
- その他活動については、直接「相談支援事業所ひだまり」までお問い合わせ下さい。

平成28年度 児童虐待防止講演会

虐待の防止において、親子の関わり合いはもちろん市町村や地域社会はどのように対応することができるのか、児童虐待防止推進月間に合わせて虐待防止講演会を行います。

- 日時 平成28年11月17日（木）
12：30～受付
13：00～15：30講演会
- 場所 旭川市市民活動交流センター
CoCoDe（旭川市宮前通東）
- 演題 「ちゃんとするってどういうこと？」
「市町村の役割と重要性」
- 講師 渡邊 直氏
（千葉県市川児童相談所長）
- ※参加費無料。どなたでも参加可能です。
- 問合せ先 旭川児童相談所
電話：0166-23-8195

「国の教育ローン」(日本政策金融公庫)のご案内

高校、大学等への入学時・在学中にかかる費用を対象とした公的な融資制度です。お子さま1人につき**350万円以内**を、固定金利（年1.90%（平成28年8月31日現在））で利用でき、在学期間内は利息のみのご返済とすることができます。

詳しくは、「国の教育ローン」で検索していただくか、下記のコールセンターへお問い合わせください。

【教育ローンコールセンター】0570-008656（ナビダイヤル）または（03）5321-8656